（管理業務に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者）

第三十条　法第十三条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　賃貸住宅管理業者

二　特定転貸事業者

三　宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）、同法第七十七条の二第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる登録投資法人及び同法第七十七条の三第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる特例事業者を含む。第四十五条第三号において同じ。）

四　特定目的会社

五　組合

六　賃貸住宅に係る信託の受託者（委託者等が第一号から第四号までのいずれかに該当する場合に限る。第四十五条第六号において同じ。）

七　独立行政法人都市再生機構

八　地方住宅供給公社

（管理受託契約の締結前の説明事項）

第三十一条　法第十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　管理受託契約を締結する賃貸住宅管理業者の商号、名称又は氏名並びに登録年月日及び登録番号

二　管理業務の対象となる賃貸住宅

三　管理業務の内容及び実施方法

四　報酬の額並びにその支払の時期及び方法

五　前号に掲げる報酬に含まれていない管理業務に関する費用であって、賃貸住宅管理業者が通常必要とするもの

六　管理業務の一部の再委託に関する事項

七　責任及び免責に関する事項

八　法第二十条の規定による委託者への報告に関する事項

九　契約期間に関する事項

十　賃貸住宅の入居者に対する第三号に掲げる事項の周知に関する事項

十一　管理受託契約の更新及び解除に関する事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条　法第十三条第二項（法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　送信者等（送信者又は送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は受信者との契約により受信者ファイル（専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電

（新設）

（新設）

（新設）